平成２２年（フ）第１１６号
岩手県花巻市大畑第３地割174番地
債務者　伊藤　玄生
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１５３号
岩手県北上市常盤台３丁目９番18号、前住所岩手県北上市川岸３丁目１番24号
債務者　阿部　康夫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１６５号
岩手県花巻市大迫町大迫第４地割53番地　第一村田荘３号室、前住所岩手県花巻市大迫町外川目第３地割７番地
債務者　藤原　雪子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１７４号
岩手県花巻市東和町東晴山10区587番地14、旧住所東京都台東区根岸４丁目１番28号　島野ハウス205
債務者　長山美智子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１７７号
岩手県北上市大堤北２丁目３番３―331号県営大堤アパート、前住所岩手県北上市大堤東３丁目２番33号　サンシャトーＢ５号
債務者　井上富士子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１７８号
岩手県花巻市上根子字下田27番地９、前住所岩手県花巻市星が丘１丁目41番16号　パークサイドクオーレⅡ101号
債務者　神田　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５３３号
奈良市南登美ヶ丘７番１―101号
債務者　加藤千鶴子（旧姓京牟礼）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５８１号
奈良市四条大路２丁目２番34号　ハイツ四条大路Ｂ―101号
債務者　稲田　　香
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２９号
奈良市六条西３丁目26番１―305号
債務者　淡路　　潔
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０３号
青森県弘前市大字賀田１丁目15番地２
債務者　鶴ヶ谷和子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３１４号
青森県平川市小和森種取15番地２
債務者　谷川　久男
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２８６８号
愛知県知多市朝倉町34番地　日の丸ビル305
債務者　竹松　史倫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６９号
愛知県知多市朝倉町34番地　日の丸ビル305
債務者　竹松　房子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３４号
名古屋市中区松原３丁目13番12号　レーヴェスト松原1001号
債務者　桑原　美保
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３１２号
愛知県北名古屋市西之保南出30番地１　光田マンション201号
債務者　粟國　朝賢
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５５９号
名古屋市中区新栄１丁目41番16号　シエロ新栄202号、住民票上の住所名古屋市中区新栄１丁目41番16号　いとう鶴ビル202号
債務者　中村　あや
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部